

令和2年4月8日

保護者の皆様

パドマ・ナーサリースクール

『新型コロナウイルス感染症』による緊急事態宣言を受けて

家庭保育のご協力のお願い

平素は、園運営にご協力賜り誠に有難うございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の患者が増え、昨日兵庫県に緊急事態宣言が発令されました。また西宮市の市立幼稚園・小学校は、5月6日までの臨時休校措置が決定しました。

認定こども園及び保育園は、西宮市より休園の要請・指示は出ておりませんので、**パドマ・ナーサリースクールは、原則として開園致します。**

しかし、緊急事態宣言を受けて西宮市より、緊急事態宣言の発出されている間は、感染の防止の為、就労などでやむを得ず保育が必要なお子様のみを受け入れますとの通達が出ました。こども園は、多くの園児が共同で生活を行っておりますので、濃厚接触の場所です。是非とも法律に基づく外出自粛要請の事実を考慮頂き、お子様や大切な方の健康を第一と考え、勤務先にご相談の上、出来る限りご家庭での保育の協力をお願い致します。また、やむを得ず保育が必要となった時も、勤務等の都合が付き次第早くお迎えに来て頂くようお願い致します。

0・1・2歳児の保育料につきましては、3月に引き続き4月も、登園自粛などにより欠席している園児の保育料は、日割り計算致します。

3・4・5歳児の給食費につきましても、3月に引き続き4月も、コロナウイルス感染拡大防止の為に家庭保育を実施して頂きました方は、申請に基づき日割り計算致します。

4月1日に入園され、育児休業からの復職される方は、5月15日までに職場に復帰する必要がございましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、期限を7月1日まで延長致します。職場にご相談の上、育休復帰が延期できる方は、ご家庭での保育をお願い致します。

給食の準備等がありますので、後日配布致しますお手紙に、ご家庭で保育が可能な日を記入してお知らせ下さい。すでにご連絡頂いております方は、大丈夫です。

また、やむを得ず登園される際は、

登園前のお子様の毎日の検温、37.5度以上の時はお休みする

保護者の方は可能な限りマスクの着用

玄関で全員必ず手の消毒を行う

の徹底を、重ねてお願い申し上げます。

以上

*西宮市からの通達文を別紙にてお知らせ致します。

保護者の皆様

西宮市

新型コロナウイルス感染症防止のための家庭保育の協力等について

(「緊急事態宣言」を受けて)

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づき、政府は兵庫県に「緊急事態宣言」を行いました。これにより、兵庫県は「国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ」があり、「全国かつ急速な蔓(まん)延で国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れ」がある地域に該当するため、今後、県から感染の防止に必要な協力の要請が予想されます。

本市では、新型コロナウイルス感染防止のため、西宮市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校は5月6日(水)まで臨時休業となります。

保育所は下記のとおりのお取り扱いとしますので、感染拡大防止のためご協力をお願いいたします。

記

- 保育所は原則として開所しますが、「緊急事態宣言」が発出されている間は、感染の防止のため、**就労等をやむを得ず保育が必要な方のみ受け入れを行います。やむを得ず預ける場合も、勤務等の都合がつき次第迎えに来てください。**

※ 今後状況に変化があった場合には、上記取扱いに変更が生じる場合があります。

- ご家庭で保育する場合も、以下のいずれかに該当する方は帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

(※) 西宮市保健所（帰国者・接触者相談センター）

(T e l) 0798-26-2240 （受付時間）8：45～21：00（平日・土日祝）

御相談の結果は保育所へご連絡いただきますようお願いいたします。